

土地連からのお知らせ

第4次農林水産関係補正予算の概要

政府は、12月20日の閣議で平成23年度第4次補正予算案を決定した。

平成24年度予算の概算要求に盛り込んでいた水田の大区画化や水利施設の整備を行える農業体質強化基盤整備促進事業801億円が計上された。

平成23年度第4次農林水産関係補正予算の概要

平成23年12月
農林水産省

総額 1,630億円

1 持続可能な力強い農業の実現【戦略1】

- | | |
|---|-------|
| ① 戸別所得補償経営安定推進事業 | 2億円 |
| ・ 集落での話し合いにより決められる地域の中心となる経営体や地域農業のあり方等を記載したマスタープラン作成への支援 | |
| ② 農の雇用事業 | 23億円 |
| ・ 農業法人が新規雇用者に対して行う農業技術・経営ノウハウを習得するための実践研修等に要する経費の支援 | |
| ③ 農業体質強化基盤整備促進事業 | 801億円 |
| ・ 農業体質強化のための畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地整備、老朽施設の更新等の農業水利施設の整備を支援 | |
| ④ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 | 13億円 |
| ・ 荒廃した耕作放棄地を再生利用するための雑草・雑木除去及び土づくり等の取組への支援 | |

2 6次産業化・成長産業化、流通効率化【戦略2】

- | | |
|---|-------|
| ① 農山漁村6次産業化緊急対策推進事業 | 108億円 |
| ・ 6次産業化に必要な農産物の加工等施設・機械の整備、輸出促進への支援、新技術の実証・実用化等 | |
| <small>(※)強い農業づくり交付金(卸売市場施設整備関係)を含む</small> | |
| ② 強い農業づくり交付金(共同利用施設整備関係) | 245億円 |
| ・ 食料供給力の強化や農畜産物の高付加価値化を図るための集出荷貯蔵施設等の共同利用施設整備への支援 | |

3 エネルギー生産への農山漁村資源の活用促進【戦略3】

- | | |
|---|------|
| ○ 農山漁村再生可能エネルギー導入等緊急対策事業 | 28億円 |
| ・ 地域主導の再生可能エネルギーの導入可能性調査、国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための施設整備等の支援 | |

4 森林・林業再生【戦略4】

- | | |
|---|------|
| ① 森林・林業人材育成加速化事業 | 44億円 |
| ・ 森林・林業の再生に必要な森林施業プランナー、素材生産の技能者や森林作業道作設オペレーターの育成のための支援 | |
| ② 森林・林業・木材産業再生緊急対策事業 | 71億円 |
| ・ 木材利用の推進のため、木造公共建築物や木材加工流通施設の整備等に対する支援 | |
| ③ 森林整備地域活動支援交付金 | 29億円 |
| ・ 森林所有者への働きかけ、森林の現況調査、境界の確認等の森林施業の集約化に必要な諸活動に対する支援 | |

5 水産業再生【戦略5】

- | | |
|---|-------|
| ① 漁業構造改革総合対策事業 | 138億円 |
| ・ 省エネ・省コスト等高性能漁船の導入等により収益性を高める取組への必要な経費（人件費、燃油代、氷代等）の支援 | |
| ② 強い水産業づくり交付金 | 71億円 |
| ・ 漁業の6次産業化を通じた産地の水産業の強化や拠点漁港の高度衛生管理に必要な鮮度保持施設等の整備への支援 | |

6 その他の追加財政需要

- | | |
|----------------------------------|------|
| ○ 葉たばこ作付転換緊急対策事業 | 51億円 |
| ・ 葉たばこから他作物への転換に必要な共同利用施設の整備の支援等 | |

※ その他、日ロ交渉に基づく機械及び設備の供与に対する支援、漁業取締りを行う水産庁取締船等の船舶運航費の追加、豪雨や台風等の災害により被害を受けた施設の災害復旧事業費の追加

農業体質強化基盤整備促進事業

【80,111百万円】

対策のポイント

畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設の整備をきめ細かく実施します。

<背景/課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、農地集積の加速化や農業の高付加価値化等によって、我が国農業の体質を強化することを目指しています。
- ・このためには、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む上で支障となる農地の区画狭小・排水不良や農業用水の不足等の農業基盤の課題について、迅速かつきめ細かく対応していく必要があります。

政策目標

土地利用型農業について、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す（平成28年度）

<主な内容>

1. きめ細かな基盤整備による農業の体質強化

すでに農地の区画が整備されている地域等において農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施し、経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産を促進します。

- ① 畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備
- ② 老朽施設の更新、用排水機の増設等の農業水利施設の整備

2. 整備済み農地の高度利用を迅速・安価に推進するための定額助成の導入

自力施工等による農地区画の拡大や暗渠管設置といった簡易な二次的整備を定額助成によって促進します。

- ・簡易な区画拡大：10万円/10a（水路の管水路化を伴う場合20万円/10a）
- ・標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）：15万円/10a

補助率：定額、1/2等

事業実施主体：都道府県、市町村、農業者等の組織する団体（土地改良区等）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208（直））]